



発行 東京都

目次

16

告示（選）

- 参議院（東京都選出）議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………一
- 奥多摩町議会議員選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………二

告示

東京都選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨を、次のとおり公表する。

令和二年三月十九日

東京都選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院（東京都選出）議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	朝倉れい子
所属党派	社会民主党
出納責任者氏名	中條千恵子
期	令和元年6月10日から 令和元年8月7日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附（1件10万円以上） （氏名・団体名）	（金額）
社会民主党東京都連合	11,027,499 円
社会民主党	100,000
その他の寄附（1件10万円未満）	0
その他の収入	0
総計	11,127,499

支出

人件費 （選挙事務所費）	（金額）
3,230,000 円	
家賃費 （集合会場費）	420,000
0	
通信費	418,120
交通費	12,150
印刷費	3,430,492
広告費	4,453,342
文具費	28,776
食料費	683,017
体泊費	26,460
雑費	103,099
総計	12,785,456

支出のうち公費負担相当額

選挙運動用通常業務の作成	円
ビラの作成	円
ポスターの作成	円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	2,906,938円
政見放送のための録画等	2,906,938円
計	2,906,938円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回分
	令和元年8月26日	第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大塚紀久雄
所属党派	日本無党派
出納責任者氏名	大塚紀久雄
期	令和元年7月1日から 令和元年7月18日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上) (氏名・団体名)	(職業)	(金額)
その他の寄附 (1件10万円未満)		0円
その他の収入		444,530
総計		444,530

支出

人件費	(金額)
家屋費	0円
(選挙事務所費) (集合会場費)	0円
通信費	0円
交通費	1,290
印刷費	154,440
広告費	28,700
文具費	0
食料費	0
体泊費	0
雑費	250,100
総計	444,530

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日 令和元年7月24日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大橋まきのぶ
所属党派	NIKKから国民を守る党
出納責任者氏名	大橋昌信
期	令和元年5月7日から 令和元年5月7日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上) (氏名・団体名)	(職業)	(金額)
その他の寄附 (1件10万円未満)		0円
その他の収入		0
総計		0

支出

人件費	(金額)
家屋費	0円
(選挙事務所費) (集合会場費)	0円
通信費	0円
交通費	0円
印刷費	2,779,100
広告費	155,520
文具費	0
食料費	0
体泊費	0
雑費	0
総計	2,934,620

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業書の作成		円
ビラの作成		1,620,000円
ポスターの作成		1,159,100円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		155,520円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		2,934,620円

報告書受理年月日 令和元年8月5日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院（東京都選出）議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	おときた隆
所属党派	日本維新の会
出納責任者氏名	藤川基之
期	令和元年6月25日から 令和元年8月26日まで 第1・2・3回分

収入
主たる寄附（1件10万円以上）
（氏名・団体名）
日本維新の会参議院東京都選挙区第1支部
（職業）
政党 8,000,000円
日本維新の会 参議士 500,000円
温美陽子 会社役員 999,000円
中村雅巳 会社役員 100,000円
松田滋 市議会議員 100,000円
長坂尚登 15件 174,000円
その他の寄附（1件10万円未満）
その他の収入 0
総計 9,873,000円

支出
（金額）
人件費 717,373円
家屋費 289,848円
（選挙事務所費）
（集合会場費） 0
通信費 135,740円
交通費 64,530円
印刷費 4,827,317円
広告費 5,169,308円
文具費 0
食料費 0
休泊費 0
雑費 5,956,379円
総計 17,160,495円

支出のうち公費負担相当額

項目	目	金額
選挙運動用通常業務の作成		622,250円
ビラの作成		1,620,000円
ポスターの作成		1,876,000円
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成		234,360円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,988円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		75,600円
役員放送のための録画等	計	3,203,000円
		7,839,178円

報告書受理年月日
令和元年8月5日 第1回分
令和元年9月18日 第2回分
令和2年1月24日 第3回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院（東京都選出）議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉良よし子
所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	坂井和歌子
期	令和元年6月10日から 令和元年7月20日まで 第1回分

収入
主たる寄附（1件10万円以上）
（氏名・団体名）
日本共産党東京都委員会
（職業）
政党 2,209,427円
志摩和寿 政党職員 180,000円
沖田豊史 政党職員 180,000円
上保匠勇 政党職員 180,000円
坂井和歌子 政党職員 180,000円
彦俊員一 政党職員 180,000円
その他の寄附（1件10万円未満）
その他の収入 0
総計 3,109,427円

支出
（金額）
人件費 1,170,000円
家屋費 1,014,659円
（選挙事務所費）
（集合会場費） 0
通信費 0
交通費 3,476,150円
印刷費 4,739,490円
広告費 30,000円
文具費 22,899円
食料費 0
休泊費 0
雑費 7,869円
総計 10,461,067円

支出のうち公費負担相当額

項目	目	金額
選挙運動用通常業務の作成		475,950円
ビラの作成		1,620,000円
ポスターの作成		1,380,200円
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成		494,190円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,600円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		199,500円
役員放送のための録画等	計	2,975,000円
		7,351,640円

報告書受理年月日
令和元年8月1日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤ひとし
所属党派	安楽死制度を考える会
出納責任者氏名	佐野秀光
期	令和元年7月1日から 令和元年7月10日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
安楽死制度を考える会 政治団体 4,187,444円
その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 0
総計 4,187,444円

支出
人件費 (金額) 0円
家屋費 (選挙事務所費) 0
(集合会場費) 0
通信費 0
交通費 0
印刷費 1,187,444円
広告費 0
文具費 0
食料費 0
体泊費 0
雑費 0
総計 1,187,444円

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日 令和元年8月1日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塩村あやか
所属党派	立憲民主党
出納責任者氏名	渡辺留士
期	令和元年6月20日から 令和元年8月1日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
立憲民主党 5,000,000円
立憲民主党東京都参議院選挙区第3総支部 政党 449,148円
中島賢智 政党 1,000,000円
その他の寄附 (1件10万円未満) 弁護士 0
その他の収入 0
総計 6,449,148円

支出
人件費 (金額) 240,000円
家屋費 (選挙事務所費) 2,687,323円
(集合会場費) 0
通信費 0
交通費 68,997円
印刷費 4,549,108円
広告費 5,275,976円
文具費 4,278円
食料費 156,159円
体泊費 0
雑費 377,017円
総計 13,358,858円

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		608,000円
ビラの作成		1,425,000円
ポスターの作成		1,139,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		162,000円
政見放送のための録画等		3,203,000円
計		6,909,710円

報告書受理年月日 令和元年8月2日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円
- 3 報告書の要旨

報告書の要旨	候補者氏名	関口宏弘
	所属党派	無所属
	出納責任者氏名	関口宏弘
	期	令和元年6月10日から 令和元年7月11日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上) (金額) 0円
(氏名・団体名) (職業)
その他の寄附 (1件10万円未満) 500,000
その他の収入 500,000
総計 500,000

支出 (金額) 0円
人件費 0円
家屋費 (選挙事務所費) 0円
(集合会場費) 0円
通信費 0円
交通費 363,960
印刷費 12,748
広告費 0
文具費 0
食料費 0
体泊費 0
雑費 1,941
総計 378,649

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日 令和元年8月2日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円
- 3 報告書の要旨

報告書の要旨	候補者氏名	たけみ敏三
	所属党派	自由民主党
	出納責任者氏名	吉川敬
	期	令和元年6月11日から 令和元年8月5日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上) (金額) 12,800,000円
(氏名・団体名) (職業)
自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 政党 5件
その他の寄附 (1件10万円未満) 310,000
その他の収入 5件
総計 13,110,000

支出 (金額) 1,670,000円
人件費 1,670,000
家屋費 (選挙事務所費) 677,629
(集合会場費) 2,624,892
通信費 0
交通費 242,605
印刷費 6,218,530
広告費 7,405,280
文具費 24,613
食料費 266,654
体泊費 278,281
雑費 1,694,224
総計 21,102,708

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業書の作成		669,750円
ビラの作成		1,632,000円
ポスターの作成		1,906,016円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		494,226円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,368円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		198,625円
政見放送のための録画等		3,263,000円
計		8,311,885円

報告書受理年月日 令和元年8月5日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	七海ひろこ
所属党派	幸福実現党
出納責任者氏名	藤田貴子
期	平成31年1月18日から 令和元年9月5日まで 第1・2・3回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名)

鳥居ゆき子	(職業)	900,000
福岡大造	パレエ教師	1,000,000
今野一規	会社役員	1,000,000
織田登義	会社役員	1,000,000
八木孝明	クリニック経営	600,000
成澤桂子	会社役員	500,000
河村好子	会社役員	500,000
七海ひろこ後援会	会社役員	2,000,000
その他の寄附 (1件10万円未満)	会社役員	111,000
その他の収入	政治団体	0
総計		7,611,000

支出
人件費 (選挙事務所費)
家賃費 (集合会場費)

通信費	174,184
交通費	0
印刷費	133,058
広告費	97,504
文具費	5,587,380
食料費	408,489
体泊費	8,325
雑費	778
総計	0
	57,657
	6,467,375

支出のうち公費負担相当額

選挙運動用通常葉書の作成	円	金額
ビラの作成	円	
ポスターの作成	円	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	
政見放送のための録画等	円	
計	円	

報告書受理年月日	令和元年7月30日	第1回分
	令和元年8月30日	第2回分
	令和元年9月25日	第3回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西野真吉
所属党派	無所属
出納責任者氏名	渡辺大介
期	令和元年6月28日から 令和元年7月31日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名)

その他の寄附 (1件10万円未満)	(職業)	0
その他の収入		5,000,000
総計		5,000,000

支出
人件費 (選挙事務所費)
家賃費 (集合会場費)

通信費	643,840
交通費	68,000
印刷費	0
広告費	42,950
文具費	248,400
食料費	565,540
体泊費	12,710
雑費	3,564
総計	0
	439,778
	2,024,782

支出のうち公費負担相当額

選挙運動用通常葉書の作成	円	金額
ビラの作成	円	
ポスターの作成	円	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	
政見放送のための録画等	円	
計	円	

報告書受理年月日	令和元年8月7日	第1回分
----------	----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野本陳平
所属党派	無所属
出納責任者氏名	柴田小百合
期	令和元年6月26日から 令和元年7月20日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (職業) (金額) 0円

その他の寄附 (1件10万円未満) 1件 10,000円

その他の収入 11,400,000円

総計 11,410,000円

支出
人件費 570,000円
 家屋費 (選挙事務所費) 1,252,336円
 (集合会場費) 0円
 通信費 1,000円
 交通費 3,240円
 印刷費 2,274,386円
 広告費 7,150,228円
 文具費 933円
 食料費 16,516円
 宿泊費 0円
 雑費 56,742円
 総計 11,305,381円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	円
ビラの作成	円
ポスターの作成	円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
政見放送のための録画等	円
計	円

報告書受理年月日 令和元年8月2日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野原よしまさ
所属党派	れいわ新選組
出納責任者氏名	岡田哲枝
期	令和元年7月2日から 平成元年7月20日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (職業) (金額) 250,000円

れいわ新選組 (政治団体) 40件 198,215円

その他の寄附 (1件10万円未満) 448,215円

その他の収入 0円

総計 448,215円

支出
人件費 0円
 家屋費 (選挙事務所費) 0円
 (集合会場費) 0円
 通信費 117,487円
 交通費 4,216,000円
 印刷費 491,593円
 広告費 324円
 文具費 0円
 食料費 87,100円
 宿泊費 44,482円
 雑費 4,956,986円
 総計 4,956,986円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	665,000円
ビラの作成	1,632,000円
ポスターの作成	1,870,400円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	207,968円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	198,625円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
政見放送のための録画等	円
計	4,573,993円

報告書受理年月日 令和元年8月5日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	丸川珠代
所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	三浦基広
期	令和元年5月13日から 令和元年8月26日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)

(氏名・団体名)	(金額)
自由民主党東京都参議院選挙区第4支部	25,000,000円
その他の寄附 (1件10万円未満)	0
その他の収入	0
総計	25,000,000

支出

人件費	(金額) 510,000円
家屋費	1,012,477
(選挙事務所費)	4,444,888
(集合会場費)	53,380
通信費	1,852,898
交通費	7,400,800
印刷費	8,602,259
広告費	86,772
文具費	743,726
食料費	0
体泊費	5,439,578
雑費	30,146,778
総計	

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業書の作成		669,750円
ビラの作成		1,632,000円
ポスターの作成		1,908,294円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		207,968円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		198,625円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		3,203,000円
収見放送のための録画等		8,313,863円
計		

報告書受理年月日 令和元年8月5日 第1回分
令和元年12月27日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	水野もとこ
所属党派	国民民主党
出納責任者氏名	北條博一
期	令和元年5月31日から 令和元年8月9日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)

(氏名・団体名)	(金額)
国民民主党東京都総支部連合会	4,246,278円
その他の寄附 (1件10万円未満)	5件 80,000
その他の収入	36,600,000
総計	40,926,278

支出

人件費	(金額) 550,000円
家屋費	3,188,850
(選挙事務所費)	0
(集合会場費)	63,339
通信費	0
交通費	24,406,149
印刷費	3,396,616
広告費	0
文具費	151,286
食料費	196,100
体泊費	14,997,152
雑費	46,949,492
総計	

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業書の作成		669,750円
ビラの作成		1,630,500円
ポスターの作成		1,901,815円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		54,914円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		96,000円
収見放送のための録画等		2,736,610円
計		7,297,557円

報告書受理年月日 令和元年8月5日 第1回分
令和元年8月20日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院（東京都選出） 議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
59,250,000円
- 報告書の要旨

候補者氏名	みぞぐち晃一
所属党派	オリーブの木
出納責任者氏名	樋口晃一
期	令和元年6月30日から 令和元年8月15日まで 第1・2回分

収入
主たる寄附（1件10万円以上）
（氏名・団体名）
オリーブの木
野村ミツ子
酒井淳至
その他の寄附（1件10万円未満）
その他の収入
総計

（職業）
政治団体
無職
自営業
3件

（金額）
3,295,000 円
400,000
212,500
55,000
600,000
4,562,500

支出
人件費
家屋費
（選挙事務所費）
（集合会場費）
通信費
交通費
印刷費
広告費
文具費
食料費
体泊費
雑費
総計

（金額）
787,500 円
70,000
0
10,992
20,519
3,260,000
127,855
1,799
20,511
0
28,754
4,327,930

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業務書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日 令和元年8月5日 第1回分
令和元年8月15日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院（東京都選出） 議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
59,250,000円
- 報告書の要旨

候補者氏名	森純
所属党派	無所属
出納責任者氏名	森純
期	令和元年7月3日から 令和元年7月3日まで 第1回分

収入
主たる寄附（1件10万円以上）
（氏名・団体名）
（職業）
その他の寄附（1件10万円未満）
その他の収入
総計

（金額）
0 円
7,000
7,000

支出
人件費
家屋費
（選挙事務所費）
（集合会場費）
通信費
交通費
印刷費
広告費
文具費
食料費
体泊費
雑費
総計

（金額）
0 円
0
0
0
0
0
0
0
7,000
0
0
7,000

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常業務書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日 令和元年8月8日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山岸一生
所属党派	立憲民主党
出納責任者氏名	丸子和奈美
期	令和元年6月12日から 令和元年9月5日まで 第1・2・3回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上) (氏名・団体名)	(金額)
立憲民主党	5,000,000 円
立憲民主党東京都参議院選挙区第4総支部	1,659,248
中島章智	1,500,000
福永宣道	100,000
その他の寄附 (1件10万円未満)	106,888
その他の収入	8件 0
総計	8,366,136

支出

人件費	(金額) 550,956 円
家屋費 (選挙事務所費) (集合会場費)	1,861,143
通信費	66,888
交通費	140,684
印刷費	52,164
広告費	6,599,135
文具費	5,210,645
食料費	16,940
宿泊費	236,528
雑費	463,032
総計	596,571
	15,794,686

支出のうち公費負担相当額

項目	円	金額
選挙運動用通常葉書の作成		669,750円
ビラの作成		1,632,000円
ポスターの作成		1,809,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		24,300円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		50,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		40,500円
政見放送のための録画等		3,203,000円
計		7,428,550円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回分
	令和元年8月27日	第2回分
	令和元年9月6日	第3回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山口なつお
所属党派	公明党
出納責任者氏名	大出拓之
期	令和元年5月15日から 令和元年8月1日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上) (氏名・団体名)	(金額)
公明党東京都本部	6,967,982 円
その他の寄附 (1件10万円未満)	5,176,000
その他の収入	0
総計	12,143,982

支出

人件費	(金額) 439,200 円
家屋費 (選挙事務所費) (集合会場費)	2,318,114
通信費	0
交通費	26,300
印刷費	4,520,120
広告費	9,781,612
文具費	1,252
食料費	338,913
宿泊費	0
雑費	18,548
総計	17,444,059

支出のうち公費負担相当額

項目	円	金額
選挙運動用通常葉書の作成		414,200円
ビラの作成		988,940円
ポスターの作成		954,147円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		2,570,080円
政見放送のための録画等		5,300,077円
計		11,548,154円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回分
----------	----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和元年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	横山まきひろ
所属党派	安楽死制度を考える会
出納責任者氏名	佐野秀光
期	令和元年6月27日から 令和元年7月10日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)	(金額)
(氏名・団体名)	
安楽死制度を考える会	4,020,334 円
その他の寄附 (1件10万円未満)	0
その他の収入	0
総計	4,020,334

支出

人件費	(金額)
家屋費	0 円
(選挙事務所費)	0
(集合会場費)	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	1,020,334
広告費	0
文具費	0
食料費	0
体泊費	0
雑費	0
総計	1,020,334

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
政見放送のための録画等		円
計		円

報告書受理年月日 令和元年8月1日 第1回分

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号
令和元年十一月十七日執行の奥多摩町議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和二年三月十九日

東京都選挙管理委員会

3 1 選 第 7 0 9 号

裁 決 書

審査申立人 細谷 秀秋

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和2年1月14日に提起された、令和元年11月17日執行の奥多摩町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、令和元年12月2日に奥多摩町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、町委員会は、同年12月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における申立人が獲得した得票を有効とし、選挙を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件選挙において、申立人は、公職の候補者として、特段の支障なく選挙運動を行った結果、6票の得票を得たが、町委員会は、申立人に公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第10条第1項第5号及び第9条第2項が規定する被選挙権がないこと（奥多摩町に居住実態がないこと）を理由に、法第68条第1項第5号の規定により、申立人の得票を無効と決定して申立人の得票数を0票とし、選挙結果を確定させた。

(2) 日本国憲法第15条第1項は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」旨を規定している。申立人が、本件選挙の投票日である令和元年11月17日の3か月前である同年8月17日から投票日までの3か月間引き続いて奥多摩町の区域内に住所を有していたという理由だけで、申立人の得票を無効とする法第10条第1項第5号の住所要件は、明らかに、上記の憲法規定に違反するものである。日本国憲法第98条第1項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定していることから、憲法違反である法第10条第1項第5号は無効である。

(3) 日本国憲法第22条第1項は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定している。申立人が、本件選挙の投票日である令和元年11月17日の3か月前である同年8月17日から投票日までの3か月間引き続いて奥多摩町の区域内に住所を有していなければ奥多摩町議会議員の職に就くことが出来ないこととなる法第10条第1項第5号の住所要件は、明らかに上記の憲法規定に違反するものである。したがって、法第10条第1項第5号は、日本国憲法第98条第1項により無効である。

(4) 奥多摩町長や奥多摩町役場の職員は、奥多摩町民でなくともその職に就くことが出来るにもかかわらず、奥多摩町議会議員だけは、奥多摩町民でなければその職に就くことが出来ないという法律には、合理的理由が存在しない。

(5) 申立人が、本件選挙の投票日である令和元年11月17日の3か月前である同年8月17日から投票日までの3か月間引き続いて奥多摩町の区域

内に住所を有していなかった事実を認める。したがって、居住実態の有無については、争わない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、町委員会からは令和2年2月3日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは同月19日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。
その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取崩りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するかが検討する。
本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、奥多摩町福祉会館におい

て、令和元年11月17日午後8時00分に開会され、同日午後9時8分に閉会され、選挙立会人はすべて届出による者で計9名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が3,236票、有効投票が3,189票、無効投票が47票、無効投票率1.45%であり、最上位当選人の原島ゆきつぐから最下位当選人の森田のりこまでの12名が当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が公選法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

また、申立人も認めるとおり、申立人は本件選挙の時点で住所要件を欠いていたものであるから、本件選挙において、申立人は、法第10条第1項第5号及び第9条第2項が定める被選挙権を有していない。

そうすると、本件選挙の開票において、選挙長が、申立人の氏名を記載した投票6票につき、法第68条第1項第5号に該当するとしてこれを無効として申立人の得票数を0票としたことは適切な判断と認められる。したがって、本件選挙の開票事務は法の規定に基づき慎重かつ適正に行われたものであり、選挙会の当選人決定は適法になされたものである。

以上のとおり、町委員会は、法をはじめとする関連法令の規定に則り、本件選挙を管理執行したものであり、上記判例が示す法第205条第1項の判断基準である、選挙の結果に異動を及ぼすような、管理執行手續に関する規定違反が認められないのと同様に規定する選挙を無効とする原因は認められないといふべきである。
したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は、反論書において、町委員会が選挙執行後にホームページに掲載した選挙公報を削除すると申立人と約束していた事を実行していかない旨を述べているが、これについても、選挙の結果に異動を及ぼすような、管理執行手續に関する規定違反が認められないことが明らかであるから、この点についても、法第205条第1項が規定する選挙を無効とする原因とは認められないといふべきである。

また、申立人は、法第10条第1項第5号が規定する被選挙権に係る住所要件は、日本国憲法第15条第1項及び第22条第1項に違反し、無効である旨を主張する。

しかし、町委員会は、法に基づき選挙を管理執行する義務を負うのであり、本件選挙において、選挙長が、上述のとおり、法第10条第1項第5号が規定する住所要件を満たさない候補者の得票を無効とすることは、まさに法の定めた手続であって、この点に関する申立人の主張は、申立人独自の見解にとどまり、採用することはできない。

第2 管理の結果

以上のとおり本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和2年3月11日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

